

規約と条件

1. 契約の成立

- 1.1 これらの契約条件（「契約条件」）は、弊社（または以下に定義）に代わってサービスを提供する業者に見積書、提案書、料金見積書（以下「見積書」）とすべての供給契約に適用され、Element Materials Technology Group（「弊社」）のメンバーである PCTEST Japan Co. Ltd.が実施するテスト、較正、およびその他のサービス（「サービス」）にも適用されます。
- 1.2 これらの契約条件は、顧客の注文書に含まれ、参照される契約条件、見積、仕様を受諾、弊社の注文確認書に含まれ、参照される矛盾する部分のある契約条件に代わった優先事項とします。法律によって暗示されている取引慣行、慣行、交渉過程の場合（問題が法律上除外できない場合を除く）特定の言語、「含んだ」、「含んだ」、「特別」など、同様の表現語句は例示と解釈されるものとし、これらの用語に先行する語の意味を制限するものではありません。
- 1.3 書面および口頭による引用は、その日付から 60 日間有効であり、弊社はいつでも引用を取り消すことができます。弊社が提示する見積りは、いかなる人物との契約される事はありません。また、サブ条件 1.4 による場合を除き、契約は一切成立しません。
- 1.4 顧客の購入注文、見積受諾は、本利用規約に基づいて、見積に指定されたサービスを購入する顧客によるオファーで成立します。物資提供、サービス提供についての顧客ふい n find からのオファーは、弊社発行および弊社からの書面による承認（以前の場合）サービスの提供をする弊社による書面による承認を除いて、弊社によって受け入れられず、これらの本契約条件が確立されます（「契約」）。
- 1.5 弊社が署名した文書においても、顧客の発注サービスに関連するその他の文書の受諾、承認は、矛盾または追加事項のあるいずれかの条項の文書をサブ条件 2.1 に従って、弊社がこれらの利用規約でそのような変更明確に同意する場合を除いては受諾しないものとします。
- 1.6 弊社による試験、校正のためのアイテムの顧客からの弊社への配送（「サンプル」）、同様のサービスの提供に関する顧客による当社への要求の配送弊社によるサンプルまたはリクエストは、「サブオファー」として成立します（サブ条件 1.4 を参照）。弊社がそのサンプルでそのようなテスト、校正または同様のサービスを開始する場合、オファーは弊社によって受け入れられたとみなされ、契約が成立します。これらの契約条件は、本契約に適用されるものとします。

2. キャンセル、延期、修正を含むバリエーション

- 2.1 これらの利用規約は、変更、権利放棄は書面で、弊社の役員正式に承認された弊社内署名者によって署名されていない限り、いずれの当事者も変更、権利放棄することはできません。変動、免除の詳細を条件、下位条件として設定する必要があります。
- 2.2 顧客は、注文に関連する対価（副条件 3.1 で定義）の全額を弊社に支払うことを条件に、いつでも注文の全体、一部をキャンセル、延期、修正できます。キャンセル、延期修正の日付の前に当社が被った注文に関連するすべての費用（サブ条件 3.1 で定義）と、キャンセルの結果として当社が被ったその他の損失、費用、費用延期、修正の全費用は顧客側負担とします。
- 2.3 当社は、元の見積書の発行後の契約に関連する文書、仕様等、その他の資料の内容が大幅に変更された場合、見積書で想定されていない、例えば書面の作成など追加サービスが要求された場合、サービスの一部として行われる詳細な手順の説明など、弊社は見積価格を見直し、修正する権利を保持します。疑念を避けるため、このような追加のリクエストの承認は、弊社の裁量に委ねられます。

3. 価格と支払い

- 3.1 顧客は、該当するサービスの提供のために検討された場合（「約因」）、見積に記載された料金を、書面で両者が同意しない限り弊社に支払い、サービスの提供で発生した費用を請求に応じて弊社に支払うものとします（「費用」）。
- 3.2 弊社は、サービスに関して以下の状況において請求書を発行できます。
 - 3.2.1 サービスの完了時。

- 3.2.2 個別サービス部分に関する弊社の満足する結果が達成された場合、弊社は、契約に基づいて、全サービスの中の実施された個別サービス分について請求します。
- 3.2.3 見積書の記載事項、別途指定が記載された注文確認書、見積書

- 3.3 顧客は、請求書に記載された日から 30 日以内に、本契約条件に従って提供されるサービスの請求書に記載された対価と費用を、控除、相殺することなく、全額支払うものとします。対価は、顧客が法律により源泉徴収税の控除の対象となる支払いを法律で義務付けられている場合を除き、税の控除なしで無料で支払われます。その場合、顧客によって弊社に支払われる金額は、かかる控除、源泉徴収が必要とされなかった場合に受領したであろう対価および費用に相当する金額となります。
- 3.4 顧客は、弊社の見積書、提案書、注文確認書で指定された通貨で、清算された資金で電子銀行振込により対価と費用を弊社に支払うものとします。弊社によるすべての支払いは、顧客が第三者から支払いを回収したかどうかに関係なく、指定された時間内に支払われるものとし、疑念を避けるために、前述の一般性を損なうことなく、仮に論争が起きた際に当事者として行動する弁護士によって指示された場合に弊社が専門家、専門家証人として行動する場合の手数料の支払いが含まれます。
- 3.5 30 日以内で未払いの場合は、弊社は以下の事を行うことができます。レポートの提供を差し控える（サブ条件 4.2 で定義）。クレジット条件の変更、撤回。条件、価格、サービスレベルの見直し。随時未払金額は、請求書の期日から全額を受領日まで、HSBC 銀行の随時の相当通貨基本レートを年率 3% に相当するレートで計算された利子を加担します。
- 3.6 弊社は、本契約に基づいて、弊社グループ弊社間でのその他の契約に基づいて、顧客が支払うべき金額に対して顧客から支払われた金額を保持、相殺することができます。「グループ弊社」とは、弊社に関連弊社、その弊社の子弊社、持ち株会社、およびその会社の持ち株会社の子会社迄を意味します。
- 3.7 顧客は、サービスの提供中およびその完了後 6 か月間、以下を行わないことを約束します。

3.7.1 顧客の注文書、見積書の日付から 12 か月以内の契約およびサービスの提供に関連で取引した弊社のスタッフのメンバーを勧誘または誘引（他の誰かが勧誘、誘引を支援）

3.7.2 サブ条件 3.7.1 で言及されている人物を（直接または第三者を介して）雇用したり、顧客にサービス提供を促進するなど。

この約束は、顧客自身または代理の広告で顧客から直接または間接的に接触されていない弊社社員には適用されません。

この約束に違反した場合、副条件 3.7.1 で言及されている人物が退職となった際に顧客は、必要に応じて、本来弊社が退職の対象となる個人に支払う年間報酬の 50% に相当する金額を負担する。顧客はこの規定が、弊社にとって起こりうる損失の真の評価を目的とする公正であることを認める。

4. 配送

- 4.1 この条件 4 の残りの下位条件を条件として、弊社は、業界基準に沿って、生産規模によってはの満足のいく仕上がりの方で配送サービスを完了することを保証します。顧客は、弊社がサービスを通じて十分な結果、達成できることを保証するものではなく、結果が小規模テストおよび理論的研究に基づいている場合、結果を外挿するために慎重な検証が必要な場合があることを認め、同意します。
- 4.2 弊社は、サービスを完了するために可能な努力を払い、サービスに関する書面情報、結果、技術報告、証明書、試験、検査記録、図面、推奨事項、助言などを提供します（「報告」）顧客から書面であらかじめ依頼された日付までに顧客に送信されますが、弊社は顧客に対して以下の責任を負いません。(i) 契約に基づく義務の履行の遅延。(ii) そのような遅延の理由により顧客が被った損害。
- 4.3 契約に基づいてサービスを完了する弊社の義務は、随時施行される法律、その他の規制を順守しなければならない義務の対象となります。
- 4.4 従業員、代理人、その他の人は、契約に関連して弊社に代わって保証を与えたり、弊社を代表して表明したり、サービス関連で弊社に

- その他の責任を負ったりすることはできません。責任の仮定は、サブ条件 2.1 に従って顧客に与えられます。
- 4.5 サービスの実施の一環として配信、解析されたレントゲン写真およびフィルムに関して、顧客は、レントゲン写真およびフィルムの発行日から 14 日以内にレントゲン写真の品質、結果の解釈に関する異議がある場合は、顧客、第三者を通して弊社に通知するものとします。顧客がこの 14 日以内に弊社に通知しなかった場合、顧客は、弊社が提供した X 線撮影レポートとフィルム、およびこれらの解釈を受け入れたとみなされます。
- 4.6 顧客は、供給時およびその後、サービスを遂行のために弊社に提供されるすべての文書および情報の完全性および正確性を弊社に表明および保証するものとします。
- 4.7 弊社は見積書に記載されたものに限ってサービスの提供をします。テストされたアイテムが、引用で指定された特定の仕様またはテスト標準以外の仕様またはテスト標準に準拠してテストされていることを表明または保証致しません。
- 4.8 レポートは、サービスの実施時に弊社に提供された情報に基づいて発行されます。当社は、正確性を確保するために出来るだけの努力を尽くしますが、サービスは、顧客、そのスタッフの最大限の協力、および弊社に提供された情報に依存します。すべてのレポートは、以下に基づいて作成されます。
- 4.8.1 顧客以外の個人または団体に対する責任はありません。
- 4.8.2 特定の目的のために作成されたものではなく、いかなる状況においても、特に明記されていない限り、表明、約束、保証、契約条件であると見なされる声明はありません。
- 4.8.3 報告書は、個々の契約について弊社のスタッフが行った専門的な分析によってのみ決定され、弊社による結果の予測は推定に過ぎません。
- 4.8.4 弊社は、報告書で得られた結果、結論に関係なく、対価を受け取る権利があります。
- 4.8.5 サービスの結果は、提出された特定のサンプルと情報のみを対象とし、採取されたサンプルがより大きな集団の代表と見なされるべきではありません。そして
- 4.8.6 結果は最終的なものであり、弊社によって承認されています。顧客が予備的な未承認の結果、アドバイスに基づいて行動した場合、弊社は一切責任を負いません。
- 5. 顧客の財産**
- 5.1 顧客は、効率的なサービスの達成を支援するために、各サンプルおよびサービス要件について、一意の注文番号、参照承認など、可能な限り多くの情報を提供するものとします。顧客が、弊社の資産の特定のアイテムの取り扱いおよび取り扱いに関する詳細な指示を書面で弊社に提供する場合、弊社はそのような指示に従うためにあらゆる努力を行います。
- 5.2 顧客は、弊社が危険または不安定な性質の顧客サイト、サンプルでサービスを実施する前に、書面で弊社に通知するとともに、サンプルおよび弊社のサービスのパフォーマンスから生じ、サイトの安全な訪問、サンプルの安全な取り扱いに関する指示を提供するものとします。顧客は、サンプルおよび顧客側が弊社に提供した機器に関連する適切な安全性ラベルの全責任を負うものとします。
- 5.3 顧客は、弊社が危険または不安定な性質の顧客サイト、サンプルでサービスを実施する前に、書面で弊社に通知するとともに、サンプルおよび弊社のサービスのパフォーマンスから生じ、サイトの安全な訪問、サンプルの安全な取り扱いに関する指示を提供するものとします。顧客は、サンプルおよび顧客側が弊社に提供した機器に関連する適切な安全性ラベルの全責任を負うものとします。
- 5.4 テスト、分析、その他のサービスを実施する場合、弊社は、顧客が納品前に書面で弊社に通知しない限り、顧客に属する財産の損傷、破壊に起因する費用、損失について責任を負わないものとします。弊社および弊社に引き渡された財産自体は、「破壊、損傷しないでください」と明確にマークされています。そのような通知が行われ、顧客の財産がそのようにマークされている場合、顧客の財産の損傷、破壊に対する弊社の責任は、以下のうち小さい方に限定されます。:
- 5.4.1 顧客の財産価値
- 5.4.2 契約に基づいて破損した財産に対して実施されるサービスの費用。

6. 再発送

- 6.1 顧客の適当な書面による要求に応じて、顧客の財産（サービスの一部として破棄されるものを除く）を、その財産に関連するサービスを実施した後に顧客に引き渡します。弊社は、顧客の代理人としてに決定し、これを行う配送方法を使用することができ、そのような配送されたアイテムに関して一切の責任を負いません。弊社は、その裁量で、そのような財産を顧客に配達する人に、その配達に関して顧客に直接請求するよう指示することができ、顧客は、そのような運送会社または他の人に対してのみ、輸送中に直接損害を受けた財産に対するすべての請求を行うものとします。
- 6.2 顧客から書面で特に反対の指示がない限り、弊社はサービスの完了から 3 か月後に顧客の財産を適切に処分する権利を留保します。弊社は、廃棄費用を顧客に請求する権利を留保します。顧客の財産が弊社の唯一の意見である場合、1 か月を超える保管期間をとることができないほどの量であるか、不安定すぎる場合、そのような財産が保持される期間については弊社の絶対的な裁量になります。

7. 称号と安全保障

- 弊社に引き渡される顧客の財産の所有権、およびそのような財産に対する損失、損害のすべてのリスク（弊社によって引き起こされる損失、損害を除き、弊社が本利用規約の下で責任を負う範囲および範囲を除く）これに関連して独自の保険カバーを有効にし、維持する責任は顧客側に留まるものとします。これにより、弊社の料金には保険が含まれないことを顧客が認識するものとします。弊社は、顧客が弊社に支払うべき、および支払うべき金額がすべて支払われるまで、納品されたすべての財産を保持する権利があります。

8. 責任と保証

- 8.1 この条件 8 は、契約の違反、サンプルの使用、サービスが実行されるサンプルの一部に関して、顧客に対する弊社、その従業員、代理店、下請業者の全金融責任を定めています。契約に関連して、あるいは契約に関連して生じる表明、陳述、不法行為または不作為（過失、法定義務違反を含む）。
- 8.2 本条件に明示され規定されている場合、および副条件 2.1 に従って弊社の役員、正式に承認された署名者が顧客に書面で明示的に保証している場合を除き、法令、慣習法により暗示されるすべての保証、条件、およびその他の条件は、法律で認められる最大限の範囲で、契約から除外されます。
- 8.3 この条件 8 の残りの小条件に従って、弊社は不法行為（過失、法定義務違反を含む）、契約、虚偽表示、その他の責任を負わないものとします。
- 8.3.1 利益の損失、ビジネスの損失、収益の損失、市場の損失、第三者の請求の結果として生じた損失、損害、のれんの枯渇および/類似の損失、予想される節約の損失、品物の損失、契約の喪失、使用の損失、データ、情報の損失、破損、無償の支払い、
- 8.3.2 特別、間接的、間接的な損失、費用、損害、損害、費用、罰金、罰金、費用。純粋な経済的損失。
- 8.4 条件 8.3 および 8.7 の対象、契約、不法行為（法的義務の過失、違反に対する請求を含む）に対する顧客の弊社に対する総責任状況は、(i) £5,000 または (ii) 請求の対象となる契約に基づいて毎年支払われるサービスの考慮事項に限定されます。弊社による詐欺、詐欺的隠蔽の場合を除き、弊社は契約に基づく請求に関して一切の責任を負わず、かかる請求は次の場合を除き完全に禁止され、執行不能となります。
- 8.4.1 顧客は、問題を認識してから 2 か月以内、および関連するサービスの完了後 1 年以内に、請求の申し立ての根拠を詳細に書面で弊社に通知します。
- 8.4.2 弊社は、欠陥であると主張されているサービス、顧客の主張の関連しているすべての財産を検査することが許可されています。
- 8.5 消費者として取引する個人にサービスが提供される場合を除き（1977 年の不公正契約条件法の範囲内）、明示、黙示、法定、慣習、その他のすべての保証、条件、その他の条件は、法律で許可された最大限に除外されます。
- 8.6 顧客は、この条件 8 の上記の条項が適当であり、それらの条項なしではより費用が高くなる事を認識し、顧客はリスクを受け入れ、それに応じて保険をかけます。
- 8.7 顧客は、以下に起因、その結果として弊社が被る、被る可能性のあるすべての損失に対して、弊社を補償し、無害にすることに同意します。
- 8.7.1 サービスの実施に関する顧客による法律違反。
- 8.7.2 第三者によってサービス、サービスの実施の遅延、不履行に起因する弊社に対して脅迫、行われた申し立て（申し立てが、全体、一部が弊社サービスの過失、過失に起因する場合でも）請求の対象となる契約に基づくサービスに対して支払われた対価を超える場合または

8.7.3 弊社が発行したレポート、弊社に属する知的財産権（商標を含む）の誤用、不正使用の結果として生じた請求は、本契約に基づきます。これらの利用規約の他の条項にかかわらず、この補償に基づく責任は無制限で顧客側にあります。

8.8 本利用規約の以下に対する弊社の責任を制限、除外対象とはなりません。

8.8.1 過失による死亡、人身傷害。

8.8.2 弊社による詐欺、詐欺的な不実表示の結果の顧客が被る被害。

8.8.3 法律によって制限、除外されない可能性のある事柄。

9. 知的財産権

9.1 この条件 9 では、次の定義が適用されます。

知的財産権：すべての特許、発明に対する権利、実用新案、著作権および関連する権利、商標、サービスマーク、貿易、ビジネスおよびドメイン名、トレードドレス、起立の権利、のれんの権利、転嫁の訴え、不公平な競争権、設計権、コンピューターソフトウェア権、データベース権、地形権、人格権、機密情報の権利（ノウハウや企業秘密を含む）およびその他の知的財産権（現在、今後作成）、いずれの場合も、登録されているか未登録であるか、およびそのような権利のすべての申請、更新、延長、世界規模でのすべての類似、同等の権利、保護形態を含みます。

9.2 サービス中に作成されたすべての知的財産権（記録の著作権、科学的ドキュメンタリー、一次データ、電子的なデータ処理手段を含む）は、契約の一部として明示的に同意しない限り、弊社の所有物であり、所有権を保持します。

9.3 レポートの所有権と著作権は弊社に帰属します。顧客は、対価の支払いを含め、契約に基づくすべての義務を履行すると、条件に従って、レポート（サブライセンスの権利を含む）を使用するための取消不能で、ロイヤリティフリーの非独占的ライセンスを取得します。サブ条件 9.2 およびこのサブ条件 9.3。

9.4 弊社が所有するすべてのサービスマーク、商標、認証マーク、その他の名前およびロゴのすべての知的財産権は、弊社の財産であり、顧客が販売、認証することはできません。

9.5 認証が付与された場合、弊社は、顧客に付与願と共に発行された該当する使用条件（適宜修正される）に従って、認証の有効期間中に弊社の認証マークとロゴを使用するライセンスを顧客に付与するものとします。

9.6 顧客は、サービスの実行に顧客が提供したデータ、機器、その他の資料の使用が第三者によつての知的財産権の侵害を伴うという状況になれば、弊社が責任を負う可能性があり、そうなれば弊社を補償するものとします。

9.7 条件 10 に記載されている使用権を除き、本契約は、いずれかの当事者に対して、相手方の名前、マークに対する権利を付与するものではなく、付与するものとは解釈されません。いずれの当事者も、出版物に関連して相手方の名前に対するいかなる権利も付与されず、相手方の書面による事前の明示する同意なしに、本契約、サービス、または当事者間の取引に関するプレスリリース、その他の公示を行うことはできません。

10. レポートの使用

10.1 レポートは、保護される機密情報であり、次の目的にのみ使用されます。10.1.1 顧客が内部要件を完了するのを支援し、弊社が顧客のサービスを実行するのを支援する。

10.1.2 レポートに記載されているデータの配信および使用に関する顧客およびその他の第三者の要件を遵守する。

10.1.3 法廷での申し立ての提示、対応（これが報告書の指示の目的である場合、報告書の指示に先立ってこれが弊社と合意されている場合）

10.1.4 法律、規制機関の要求に応じて提示、対応する 10.2 顧客は、以下を行わないことを約束します。

10.2.1 サブ条件 10.1 に規定されている場合を除き、弊社の事前の書面による同意なしに、レポート（レポートに含まれる情報）を第三者に開示する。

10.2.2 弊社の事前の書面による同意なしに、弊社によって配信された全レポートを除き、レポートを複製、提示する。または

10.2.3 報告書またはその一部を、弊社、そのグループに好ましくない影響を与える可能性のある方法、誤解を招く、虚偽の可能性のある声明、解釈、コメントである可能性のある方法で使用する。

11. 施設

弊社の構内（「**構内**」）は指定されたセキュリティエリアであり、次のとおりです。

11.1.1 弊社は施設への入場を拒否する権利を留保します。

11.1.2 弊社が事前に別途合意しない限り、顧客ごとに一名のみ訪問者が、実行されたサービスを目撃するための要求に応じて許可される場合があります。そして

11.1.3 施設への訪問者は、弊社の規則および手順に従うものとします。

11.2 弊社が占有していない施設、その直接管理下で本サービスの一部を実施する場合、顧客は、適用されるすべての健康および安全規則を遵守するために必要なすべての安全対策を実施し、弊社が顧客に提供するサービスの範囲の一部である場合、当事者間の書面にてアスベストの識別がなされ、当該施設への訪問中に顧客はすべてのアスベストが除去され、訪問するすべての全域に渡り弊社の人員によって安全に管理されていることを確認する必要があります。

11.3 顧客の敷地内でサービスが提供される場合、見積および副条件 11.2 の規定に定められた特定顧客の義務に加えて、顧客は以下を行うものとします。

(i) 顧客が敷地への必要なアクセスを弊社に提供する；(ii) サービスの一部の提供のために顧客が提供する施設がその目的に適していることを確認する。(iii) 顧客が提供する施設に関連するすべての通常の補助材料および操作材料（ガス、水、電気、照明などを含む）を提供する。(iv) サービスの実施に必要な許可を弊社に提供する。

12. 裁判所およびその他の手続

12.1 顧客が弊社に、証言、裁判所のヒアリング、その他の法的手続きにおいて弊社が実施したサービスの結果、調査結果を提示することを要求する場合、顧客は、かかる提示のための費用および手数料を弊社に支払うものとします。弊社は一般にサービスに対して随時顧客に請求することがあり、顧客は対価に加えてその準備にかかる費用に対して責任を負うものとする。

12.2 顧客に関する法的手続きにおいて、顧客に対して弊社が行ったサービスの結果、調査結果を提示するよう顧客以外の当事者が弊社に要求した場合、顧客は証人の陳述書の作成、裁判所聴聞会への準備および出廷を含む、結果として弊社が行う必要のあるサービス発生する、すべての費用および手数料を支払うものとする。顧客は、顧客が契約に基づく未払いの対価をすべて支払ったかどうか、および弊社が問題に関して顧客のファイルを閉じたかどうかにかかわらず、全費用を支払うものとします。

12.3 サービスのいずれかの側面、要素（サンプルを含む）が法的手続きの対象となった場合、サービスが実行される前にこの事実を書面で弊社に通知する必要があります。その段階でその事実が弊社に開示されていない場合、弊社はその絶対的な裁量により、専門家の証言を提供する準備をすることはできません。

12.4 この条件 12 は、契約の終了後も存続します。

13. 終了

この条件 13 の目的で、「**制裁規則**」とは、適用される貿易制裁、経済制裁、輸出管理、禁輸、同様の法律、規制、規則、措置、制限、制限、指定された関係者リスト、ライセンス、注文、要件を意味します。この規則は欧州連合、英国、米国、日本、および国連の加盟国を含むがこれらに限定されず随時有効です。

13.1 顧客がサブ条件 13.2 に記載された対象となる場合、弊社は顧客に書面で通知することにより、直ちに契約を終了することができます。

13.2 サブ条件 13.1 の目的で、関連するイベントは次のとおりです。

13.2.1 顧客が弊社の書面による通知に従って、契約の条項、弊社と修復不可能なその他の契約の条件の違反を犯した場合、修復できる場合、顧客によって改善されていない場合当該通知で指定された期間内に修復を要求する。

13.2.2 指定された時間内に顧客が対価の支払いに失敗した場合。

13.2.3 顧客は、債権者との任意の取り決めを行うか、管理命令の対象になるか、（個人、企業である）破産するか、（弊社である）清算を行う（合併または再建の目的以外の場合）、債務の支払いを停止、一時停止するか、1986年破産法第123条の意味の範囲内で期限が到来するため、債務を支払うことができない。

13.2.4 顧客の財産、資産のいずれかに対して、責任者が所有権を取得するか、受領者、管理者が任命されます。

13.2.5 顧客が事業を中止する、中止すると脅迫する。

13.2.6 弊社は、上記の副条件 13.2.1 から 13.2.5 で言及された内容のいずれかが顧客に関連して発生しようとしていることを認識し、それに応じて顧客に通知します。そして

13.2.7 弊社は、サービスの提供、顧客との取引が制裁規則に違反することを認識した場合、顧客は制裁規則、その他の関連法令の遵守に関連して弊社が行ったデューデリジェンスの要求を満たすことができません。顧客が制裁規則に違反している、弊社に違反させるような行為を行った場合。

13.3 何らかの理由で契約が終了した場合、顧客は、該当する利子を持つ弊社に対するすべての債務を直ちに弊社に支払うものとします。

13.4 契約の終了は、発生しても、終了時に生じた当事者の権利、救済、義務、および負債には影響を与えません。

13.5 明示的、暗示的に契約の終了後も存続する条件は、引き続き完全に有効です。

14. 不可抗力

当事者は、天災、洪水、干ばつ、地震、その他の自然災害、パンデミック、伝染病、戦争、武力紛争、制裁、禁輸、国交断絶、暴動、事故、テロ、爆発、ストライキ、労働争議、法律、または政府・公的機関の措置によって直接または間接的に引き起こされた場合、本契約に基づく義務の履行の遅延または不履行について責任を負わないものとします。または当事者の合理的な管理外となる、輸出入の制限、割当、禁止を課すこと、必要なライセンスや同意を与えないこと、下請業者や材料やサービスの供給者による遅延や不履行、履行によって事業の施行が不可能となる場合において本契約 14 条に基づく当社への支払い義務は適用されないものとします。

15. コンプライアンスの放棄

いずれかの当事者による本利用規約の条項の違反による相手方の権利の放棄は、将来的な遵守の権利放棄とは見なされず、かかる条項は引き続き完全に有効であるものとします。

16. 完全合意

16.1 契約は、当事者間の完全な合意を構成し、書面、口頭を問わず、主題に関する以前のすべての合意、約束、保証、保証、表明、および理解を無効とします。

16.2 各当事者は、契約に記載されていない声明、表明、保証、保証（無実、過失にかかわらず）に関する救済措置がないことに同意します。各当事者は、契約のいかなる声明にもとづいて、無実、過失

による不実表示、過失による虚偽表示に対する請求権を持たないことに同意します。

17. 可分性

ここに規定された条項、救済策が、適用法の全部、一部に基づいて無効、執行不能、違法であると規定されている場合、その効力を維持しながら執行可能にするために可能な限り修正されたものとみなされます。それが不可能である場合、契約の目的または終了、残りのデフォルトの救済を含む本利用規約の残りの条項は、本契約の意図に従って有効になります。弊社の単独の裁量により、削除が契約に基づく権利に重大な悪影響を与えると考えられる場合、顧客への 7 日以内に書面による通知により契約を終了することができます。

18. パートナーシップまたは代理店は不可能

18.1 契約のいかなるものも、いずれかの当事者間のパートナーシップまたはジョイントベンチャーを確立することを意図するものではなく、また他の当事者の代理人を構成することも、いかなる当事者に対しても、他の当事者に代わっても確立されるものではありません。

18.2 各当事者は、他者の利益のためではなく、自らのために行動していることを確認します。

19. 第三者

契約の当事者ではない人は、1999 年の契約（第三者の権利）法の下で、契約の任意の条件を施行する権利を有しません。

20. データ保護

20.1 当事者は、日本における個人情報保護法およびその他の関連法、法令、規制、政令を遵守するものとします。顧客は、ビジネス連絡先情報（たとえば、個人情報の保護に関する法律の第 2 条第 1 項の意味内で、以下同）に個人情報を提供、提供しないことに同意します。ビジネス、電話番号、役職、およびメールアドレス）、サービスの提供に別途必要な場合を除き、追加個人情報は、顧客が事前に明確に特定し、弊社が書面で同意するものとします。

20.2 この条件 20 の目的のために、「データ保護法」とは、2018 年 5 月 24 日までに、欧州経済地域の各加盟国の国内法に、そしてそれぞれの場合に修正される指令 95/46/EC を意味するものとします。随時、交換、置き換えられ、2018 年 5 月 25 日以降、欧州議会および理事会の EU 一般データ保護規則 2016/679（「GDPR」）および/その他の有効なデータ保護法が適用されます。

20.3 この条件の範囲 20. 「プロセス/処理/処理済み」、「データ管理者」、「データ処理者」、「データ主体」、「個人データ」および「個人データ侵害」は、データ保護法と同じ意味を有するものとします。

20.4 顧客は、本サービスの提供に別途必要な場合を除き、企業の連絡先情報（企業、電話番号、役職、メールアドレスなど）以外の個人データを弊社に提供、提供しないことに同意します。そのような追加個人データは、顧客が事前に明確に特定し、弊社が書面で同意するものとします。

20.5 個人データが契約の下で、契約に関連して当事者によって処理される場合、その当事者はデータ処理者として、

20.5.1 個人データの処理、転送、修正、修正、変更、または第三者の（データ管理者として）合法で文書化された指示を満たすために必要な場合を除き、第三者への個人データの開示、開示を許可しない（この契約の条件に従ってサービスを提供するために必要に応じて個人データを処理することに別段の合意がない限り）、データプロセッサが対象とする法律で要求されない限り、データプロセッサは法律が公益の重要な理由でそのような情報を禁止していない限り、処理の前にその法的要件をデータ管理者に通知する必要があります。特に、データ管理者は、GDPR の第 45 条から第 49 条の要件に準拠して、データ処理者に EEA の外部にデータを転送するようデータ処理者に指示します。

20.5.2 個人データ侵害に気付いたとき

(a) なるべく遅延なしにデータ管理者に通知する。

(b) 個人データ侵害に関連して、データ管理者に全面的な協力（データ管理者の費用で）を提供する。

20.5.3 データ保護法に基づくデータ管理者の義務に関する要求、苦情、または連絡を受けた場合：

(a) 現実的に実行可能な限り早くデータ管理者に通知する。

(b) データ管理者が本契約に基づいてデータ処理者によって処理された個人データに関するデータ保護法に基づくデータに関する権利の行使を遵守できるように、適切な技術的および組織的措置を実施することにより、データ管理者を支援します。データ保護法に基づく評価、照会、通知、調査。データ管理者は、この副条件 20.5.3 に基づき義務を遂行するデータ処理者が負担するすべての費用をデータ処理者に全額払い戻すものとしします。

20.5.4 GDPR 第 32 条で要求されているように、常に適切な技術的および組織的対策を実施していることを確認します。

20.5.5 個人データにアクセスできる従業員が適切な機密保持義務の対象となることを保証します。

20.5.6 処理の性質とデータ処理者が利用できる情報を考慮して、GDPR の第 33 条から第 36 条に関連する義務をデータ管理者が果たすのを支援するために、適切な組織および技術的措置を実施する。

20.5.7 データ管理者の事前の書面による同意がある場合を除き、個人データ（「サブプロセッサ」）の処理を下請業者に許可せず、データ管理者がサブプロセッサの任命に同意することを認めるデータプロセッサがデータコントローラーに通知することを条件として、データプロセッサとサブプロセッサの間で、この条件 20 で設定された条件と条件の対象となる場合があります。ただし、データプロセッサがデータコントローラーにそのようなサブプロセッサの ID とそれらの変更を通知する場合に限られます。

20.5.8 本契約、関連するサービスの終了または満了から 90 日以内に個人データの処理を停止するか、関連するサービス、その後できるだけ早く（データ管理者の選択により）、法的、規制上の要件、要件によりデータプロセッサが個人データを保持する必要がある場合を除き、システム、個人データ、およびそのコピー、それに含まれる情報のコピーを認定機関により安全に消去するものとしします。

20.6 データ処理者は、そのような追加情報をデータ管理者が利用できるようにし、（該当する場合）データ管理者、データ管理者によって委任された監査者が実施する監査、レビューの実施を許可し、貢献し、データ処理者がこの要件がデータプロセッサに以下に関する情報へのアクセスを提供、許可する義務を負わないことを常に条件とする場合、この条件 20 に定められた義務を順守します。

データプロセッサの内部価格情報。(ii) データ処理者の他のクライアントに関する情報。(iii) データプロセッサの非公開外部レポート。または (iv) データプロセッサの内部監査またはコンプライアンス機能によって作成された内部レポート。データプロセッサは、本契約に従ってデータ管理者から提供された指示が GDPR、他の EU、加盟国のデータ保護条項に違反する場合、データ管理者に直ちにその旨通知する必要があります。

21. 下請け

21.1 契約の条件および認定、管理承認の下での義務によって特に制限されていない限り、弊社は、その完全な裁量で、サービスの全体、一部を下請する権利を有します。

21.2 弊社は、契約に基づくその権利、義務のすべて、一部を割り当て、委任、ライセンス供与、信頼を保持することができます。

21.3 契約は、顧客の個人的なものであり、弊社の書面による事前の同意なしに、契約に基づく権利、義務のすべて、一部を割り当て、委任、ライセンス供与、保留、下請けすることはできません。

22. 守秘義務

この条件 22 の目的のための、「機密情報」とは、当事者の事業、製品、開発、企業秘密、ノウハウ、その他に関連する契約の日付の前後に当事者が保

有、取得できるすべての情報を意味するものとする。サービスに関連する事項、実際の潜在的なクライアント、顧客、サプライヤーとの当事者の関係の情報、および機密として指定された、または合理的に機密と見なされるその他のすべての情報を含む。

22.1 各当事者（「受領者」）は、他の当事者（「開示当事者」）のすべての機密情報を最大限に厳重に保管するものとしします。契約に基づく義務を履行する目的を除いて、受領者は、開示当事者の事前の書面による同意なしに、受領した機密情報へのアクセスを開示、開示、付与してはならず、エージェント、役員、従業員のいずれもそのような機密情報へのアクセスを開示、開示、許可してはなりません。

22.2 条件 22.1 にかかわらず、受領者は、以下の場合に受信した機密情報を開示できます。

22.2.1 政府、地方政府、規制当局、認定機関、法律により、義務付けられた場合。（ただし、厳密に義務付けられている場合のみ）。

22.2.2 契約に関して専門的なアドバイスを得るためだけに必要です。

22.2.3 開示当事者による開示の前に受領者に既に知られていた（受領者が証拠書類と同様事項を証明できる場合）。または

22.2.4 情報は、受信者による契約違反以外の結果として一般に知られる情報です。

22.3 機密情報に関する情報の自由法、環境情報規則 2004 に従って受信者に情報要求が行われた場合、受信者は開示当事者に通知し、分析が完了するまで情報を開示しないものとしします。要求された情報が開示の免除の対象になるかどうかに関して行われます。

22.4 この条件 22 に基づく当事者の義務は、時間制限なしに適用されます。

23. 輸出管理ライセンス

この条件 23 の目的のために、「輸出管理ライセンス」とは、英国、外国の当局が時を経て直接的、間接的に発行する、公共、政府のライセンス、承認、許可、類似（一時的、永続的）を意味するものとしします。製品の市場、輸入、輸出、再輸出、サービスの提供、技術および/知的所有権の移転の権利を得るには、取得する必要があるものです。

23.1 本契約に基づく弊社の義務の履行は、全体、一部が輸出管理ライセンスの対象となる場合があります。そのような輸出管理ライセンスが署名されたエンドユーザー証明書または他の英国、外国の政府、裁判所の承認、同意を必要とする場合、当事者は関連するエンドユーザー証明書、認める同意を完了するためにお互いに協力する事に同意した上で、エンドユーザー証明書、輸出管理ライセンス、制限に条件を適用します。

23.2 弊社がサービスを実施する前に、提供されるサービスに適用される可能性のある、輸入、輸出の制限を製品、情報、そのような取引が禁止されている国との間で技術が輸出/輸入される場合があることを認識し保証する事とします。

23.3 弊社は、必要な輸出管理ライセンスを取得するために出来るだけの努力を払うものとししますが、当事者は、輸出管理ライセンスの発行が関係当局の裁量によるものであることを認めます。必要な輸出管理ライセンスが遅延、拒否、取り消された場合、弊社は出来るだけ可能な限り速やかに書面で顧客に通知し、弊社はサービスの提供時間の対応延長を受ける権利を有します。必要な輸出管理ライセンスが拒否、取り消された場合、顧客に関する責任を負うことなく、契約の全部、一部が終了します。

23. 輸出管理ライセンス

23.4 弊社のサービス、製品が輸出管理ライセンス、その他の英国、外国の政府、裁判所の制限の対象となる場合、顧客は輸出管理ライセンスの有効な条件を適宜遵守し、制限、適用することを約束します。

24. 汚職防止

24.1 顧客は、刑法、国家公務員倫理法、および不正競争防止法を含む、限定されない贈収賄防止および汚職防止に関連するすべての適用法、法令、規制、および規範を順守することを約束し、2010 年英国贈収賄防止法および 1977 年の米国汚職行為防止法（「汚職防止法」）、弊社が反商法のいずれか

に違反することにつながる行為を行わない、汚職の法律以下を行うものとします。

24.1.1 弊社から顧客に通知され、随時更新される弊社の汚職防止ポリシーを順守する（「**関連ポリシー**」）。

24.1.2 契約の履行に関連して顧客が受け取ったあらゆる種類の不当な金銭的、その他の利潤の要求を弊社に速やかに報告する。

24.1.3 外国公務員が顧客の役員、従業員になった場合、顧客に対する直接、間接の利益を取得した場合（顧客が直接、間接として外国公務員がいないことを保証する場合、本契約の日付の所有者、役員、従業員）；

25.通知

一方の当事者が他方の当事者に送達するすべての通知は書面で行わなければならない、個人で配達される場合はサービス時に正式に配達、送達されたときみなされ、各クラスのファーストクラスまたは航空便プリペイド郵便によって投稿された場合は投稿後 48 時間とみなされます。登録された住所、該当しない場合、相手の最後住所とします。

26.権利放棄なし

弊社による権利、権限、救済の行使の失敗、遅延は、その権利の放棄として機能することなく、部分的行使は何らかの権利、権限、救済のさらなる行使を妨げるものではありません。当事者がこれらの条件における権利、救済措置の履行を怠ったとしてもそれがその権利、救済措置の権利を放棄したことにはなりません。

27.準拠法

27.1 契約、その主題、構成（契約外の紛争、請求を含む）に起因、関連する紛争は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。

27.2 各当事者は、東京地方裁判所が第一審の専属管轄権を有し、契約の主題、形成（非契約的紛争、請求を含む）に起因する紛争の請求を解決することに同意します。